

論文

わが国の公共図書館における総合目録

みない ひでき
葉袋 秀樹

目次

はじめに	2.5 総合目録の問題点
1. 総合目録のあり方	3. 郷土資料総合目録
1.1 総合目録の成立条件	3.1 総合目録の意義
1.2 総合目録の収録範囲	3.2 全国総合目録
1.3 総合目録データの収集方法	3.3 都道府県域総合目録
1.4 全国総合目録と全国書誌・分担収集	4. 雑誌総合目録
1.5 わが国の総合目録政策	4.1 全国総合目録
1.6 都道府県域総合目録の現状	4.2 都道府県域総合目録
2. 一般図書総合目録	5. 総合目録論の課題
2.1 全国総合目録	5.1 総合目録に関する検討課題
2.2 都道府県域総合目録	5.2 総合目録政策の課題
2.3 広域総合目録	おわりに
2.4 総合目録データベースの構築方法	

はじめに

総合目録とは、「二つ以上の図書館その他のコレクションに収蔵されている資料の書誌データを一つの目録として編成し、各書誌データのもとに所在（例えば所蔵館名）を示している目録」¹⁾である。

これまで、わが国の公共図書館では、都道府県単位で郷土資料や雑誌を対象とする冊子体の総合目録が作成され、一般図書についても富山県立図書館でカード形式の総合目録が作成されてきた。近年の図書館のネットワーク化に伴い、公共図書館でも、ようやく、富山県立図書館を初めとして一般図書を対象とするオンライン総合目録データベースの作成が開始されてきた。しかし、公共図書館における総合目録に関する論議はきわめて不活発である。

そこで、本稿では、まず、総合目録のあり方について考察した後、これまでの公共図書館界における総合目録に関する論議を整理すること

によって、公共図書館における総合目録の問題点を概観したい。なお、総合目録のあり方については、主に1950年代後半から1960年代前半にかけての時期と1970年代後半に論じられているため、その時期の文献を参考にした。

本稿では、公共図書館の一般図書総合目録、郷土資料総合目録、雑誌総合目録の3種類の総合目録を取り上げる。第1章では総合目録のあり方、第2章では一般図書総合目録、第3章では郷土資料総合目録、第4章では雑誌総合目録を論じ、第5章では総合目録論の課題を明らかにする。

1. 総合目録のあり方

総合目録一般に関する論議の中から、公共図書館の総合目録について検討する上で参考になる事項を明らかにしたい。なお、以下で言及する事実は発表当時のものである。

1.1 総合目録の成立条件

海外の例では、総合目録が成立するには次のような条件が必要とされている。^{2) 3)}

①審議委員会

総合目録のあり方を検討し、関係機関を調整する委員会が必要である。

②財政的保障

総合目録の作成には多額の経費が必要である。英米では財団から資金の提供を受けてきたが、このような援助が受けられない場合は行政機関としての予算の確保が必要である。

③維持管理組織

恒常的に編集を行い、補遺を刊行し、総合目録を最新状態に維持する機関が必要である。⁴⁾

④目録規則の統一と書誌情報の提供

総合目録編纂の前提条件として目録規則の統一が必要である。目録規制の標準化を進めるには全国的な書誌情報サービスが必要である。

⑤各図書館の責任ある参加

各図書館は総合目録に収録済みの記入と未収録の記入を区別し、廃棄資料を編纂機関に通知することが必要である。

⑥効果の測定と評価

総合目録の効果を明確にするために、総合目録の利用データの収集とその結果の考察が必要である。⁵⁾

総合目録を作成する際には、このような条件をどう確保するのかを示す必要がある。

1.2 総合目録の収録範囲

(1)参加館数

総合目録の参加館の評価の重要な要因はユニーク・タイトルの数である。⁶⁾ 一般に、参加館数が多いほど、効用も高まるが、コストも増加する。⁷⁾ しかも、参加館の増加は必ずしもコストの増加に見合ったユニーク・タイトルの増加をもたらさない。参加館を増加する場合には、コストの増加を相殺するユニーク・タイトルの増加が必要である。⁸⁾

中村初雄は1957年にフィラデルフィア総合目録の事例を紹介している。この例では、他の地

域総合目録に比べて参加館が非常に多いが、150館のうち約20館で収録タイトルの約80%を所蔵しており、約60館はユニーク・タイトルを全く所蔵していない。⁹⁾ 大学図書館や専門図書館と異なり公共図書館の蔵書は類似しているため、注意が必要である。

(2)複本の所在指示

総合目録には常に複本が存在するが、複本にはどのような価値があるだろうか。複本の所在指示について、中村初雄は1963年に、ダウンスの勧告をもとに「ある特定の図書なり資料が、存在するかどうか、手に入るかどうか、それに接近できるかどうかを示すのが総合目録の第一義的な機能であり、他のコピーが何処と何処にあるかという第二第三の所在を示すことは、副次的な効能というべきである」¹⁰⁾ と指摘している。このことは複本数の増加に伴って複本の価値が逡減することを意味している。実際、雑誌の総合目録の場合、どの館にもあるタイトルは各図書館でデータの提出を省略することがあるといわれている。また、郷土資料の総合目録の場合、最も基本的な郷土資料で全館に所蔵されているものは、所在指示の一部が省略されることがある。

この2点は現在の総合目録政策の中でもあまり考慮されていない。もちろん、このような考え方は現実の一つの側面に過ぎず、このような方法を取った場合、大規模図書館に相互貸借の申し込みが集中する可能性があるし、総合目録に参加することによって、小規模図書館も相互貸借に貢献できるのである。したがって、この点については、全体のバランスを考慮することが必要である。

1.3 総合目録データの収集方法

歴史的には様々な方法があるが^{11) 12)}、書誌レコードの同定作業を参加図書館で分担するか、中心図書館で行うかによって大きく二つに分けることができる。前者は、各図書館が中心図書館の目録等と自館の蔵書を照合して、中心図書館の蔵書で自館の所蔵するもの（書誌レコードの一致するもの）に所蔵データを付加し、書誌レコードのないもののみ自館の所蔵資料の書誌

レコードを補足するものである。後者は、各図書館が自館の所蔵資料の書誌レコードすべてを中心図書館に通知し、中心図書館で書誌レコードの同定を行うものである。

前者は参加館の負担が大きく、後者は中心図書館の負担が大きい。参加館の負担を軽減するには後者が望ましい。

この点は、総合目録作成の際の負担の配分の点で問題となる。

1.4 全国総合目録と全国書誌・分担収集

米国と英国では、全国総合目録は全国書誌と重複しないように計画されており、収録する資料は分担収集されている。米国では全国書誌は刊行されていないが、代りにそれを包括した全国総合目録が刊行されている。英国では全国書誌が刊行されているが、それに収録されていない資料が全国総合目録に収録されていた。

米国では、1942年に、議会図書館から冊子体の A Catalog of Books Represented by Library of Congress が刊行され、その後、順次補遺が刊行されたが、1956年にはこれに代わって、全米総合目録 National Union Catalog の刊行が開始された。 National Union Catalog 刊行の理由は、 A Catalog of Books Represented by Library of Congress には政府刊行物や地方出版物が収録されていないこと、1948年に開始されたファーミントン・プラン（外国図書の手配収集計画）の収集状況を広く知らせる必要が生じたことである。¹³⁾

英国では、出版物を、1958年以降の全国書誌に収録された国内出版の図書と、それ以外の外国出版物と1957年までの国内出版物に分けて、別々の総合目録に収録していた。前者は、全国を10区分した広域相互協力組織の中で主題分担によって収集し、それぞれ広域総合目録に収録した。後者は、全国的な主題分担によって収集し、カード形態の全国総合目録に収録した。¹⁴⁾

重複のない合理的な計画が立てられている点はわが国も学ぶ必要がある。

1.5 わが国の総合目録政策

(1) 総合目録に関する法律

わが国の公共図書館では、これまで、総合目録政策への取り組みが見られなかった。その原因の一つは国の図書館法制にある。総合目録の根拠法令は複数の法律にまたがり、所管官庁が複数存在している。一つは国立国会図書館法第21条第4号で、国立国会図書館による全国的な総合目録の作成について規定している。他の一つは図書館法第8条で、都道府県内の総合目録の作成に関する都道府県教育委員会から市町村教育委員会への協力依頼について規定している。これは文部省の所管である。本来、国レベルの総合目録と都道府県レベルの総合目録は切り離せないし、都道府県レベルの総合目録は国立国会図書館による書誌情報サービスと切り離せないのであるが、法律上は両者の関係については規定されていない。¹⁵⁾

上記の理由から、二つの官庁の密接な協力が必要である。しかし、これまで両者の間には十分な協力は行われてこなかった。

(2) 総合目録に関する行政

現在、公共図書館の総合目録には、文部省、国立国会図書館、自治省がかかわっている。

文部省の所管下にある学術情報センターは「学術雑誌総合目録」を編集しているが、この「和文編」には、1985年版以来、一部の県立図書館が参加している。学術情報センターは他に大学図書館の蔵書を収録した総合目録データベースを作成しているが、1993年8月から、都道府県立図書館、政令指定都市立図書館もこの目録所在情報サービスを利用できるようになった。^{16) 17)}

国立国会図書館は、1993年度から、全国的な公共図書館の総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクトを進めている。

自治省は、地域情報化政策（および広域圏政策）の一環として、1990年から図書館情報ネットワークシステムについて検討を進め¹⁸⁾、1991年度から広域単位と都道府県単位の総合目録を中心とする図書館情報ネットワーク政策を進めている。

わが国の特徴は縦割り行政であり、省庁間の競争があり、分担も省庁別に行われている点が問題である。

(3)総合目録と書誌ユーティリティ

現在、全国的な総合目録は米国のOCLCやわが国の学術情報センターのような書誌ユーティリティによって作成されている。書誌ユーティリティでは、各図書館が総合目録データベースを利用して自館の受入資料の書誌レコードを作成する過程で、総合目録が作成される。書誌ユーティリティに関する議論では、書誌ユーティリティは都道府県単位では成り立たないことが指摘されている。¹⁹⁾

このため、公共図書館の現場では学術情報センターに公共図書館への協力を求める意見が見られる。²⁰⁾ また、公共図書館を対象に書誌ユーティリティを作ることができる機関として国立国会図書館をあげる意見もある。²¹⁾

しかし、日本の公共図書館の場合、書誌ユーティリティの考え方をそのまま適用できない面がある。ほとんどの公共図書館はマーク作成会社が販売している書誌レコードを使用しており、総合目録は新たに編成しなければならないからである。²²⁾ このため、公共図書館の現場で、マーク作成会社に書誌ユーティリティの機能を求める意見が見られる²³⁾ のは無理もないことである。これはしばしば論議されながら、公にはほとんど論議されていない。公共図書館を対象とする書誌ユーティリティをつくることのできる機関として、国立国会図書館、学術情報センター、マーク作成会社の3つの機関があげられている。

1.6 都道府県域総合目録の現状

都道府県立図書館は、一般図書、郷土資料、雑誌の3種類の総合目録を作成しているが、3種類とも整備している場合はきわめて少ない。

筆者が1990年2月に実施した「都道府県立図書館における協力レファレンスに関する調査」では47都道府県立図書館における3種類の総合目録の整備状況(定期刊行、カード形態・データベース形態による最新状態の維持、1980年代に刊行のどれかに該当するもの)を調査している。結果は次の通りである。²⁴⁾

1. 一般図書館総合目録	1	(2.3%)
2. 郷土資料総合目録	14	(32.6%)

3. 雑誌総合目録18 (41.9%)

このデータは、都道府県立図書館が地域に関する情報源としての役割に相応しい力量を持っていないことを示している。

本来、すべての目録が必要なはずであり、3種類の目録を整備するよう努力しなければならない。この中には比較的簡単に作れるものもある。現状を打開するには、総合目録の必要性を明確にするとともに、厳密な費用・人員算定を行い、都道府県立図書館の業務として位置付けることが必要である。

2. 一般図書総合目録

2.1 全国総合目録

(1)全国総合目録の意義

公共図書館の全国的な総合目録の意義は、国立国会図書館に納本されていない地方出版物や地方行政資料、団体刊行物などの資料、納本もれの一般市販図書が収録されていることと、貸出可能な複本のコレクションができるという点にある。

現在、公共図書館が国立国会図書館から協力貸出を受けた場合、その資料を利用者に館外貸出することは禁止されている。このことは公共図書館の悩みの種となっている。公共図書館の所蔵資料の場合は、館外貸出できる可能性が相当程度あると思われる。この点で、大幅なサービス改善をもたらすことができる。

(2)国立国会図書館の総合目録事業

1958年以来、国立国会図書館のほとんど唯一の総合目録事業として「新収洋書総合目録」が刊行されてきた。²⁵⁾ しかし、学術情報センターによる総合目録データベース事業が開始され、「新収洋書総合目録」のデータの大部分が競合することになったこと、参加している大学図書館がコンピュータを導入したため目録カードの作成が困難となったことから、国立国会図書館は「新収洋書総合目録」の作成を中止せざるを得なくなった。²⁶⁾

「新収洋書総合目録」に見られるように、国立国会図書館にとっての図書館ネットワークの対象は1980年代初めまでは大学図書館であった。

しかし、学術情報センターの設置以後は、ネットワークの対象として公共図書館を想定し、図書館情報ネットワークの「棲み分け」を主張するようになった。²⁷⁾

(3) 国立国会図書館の総合目録ネットワーク ・パイロット・プロジェクト

国立国会図書館は1993年7月から公共図書館を対象に総合目録を作成する実験を行なっている。²⁸⁾ 1993年は第1期で、4都県立図書館の蔵書データを磁気テープ形態で収集し、JAPAN/MARCと統合して総合目録データベースを試験的に作成する試みを行なっている。JAPAN/MARC、民間マーク、自館入力データを標準番号 (ISBN, マーク番号等) で自動的に・機械的に同定処理して、同一の書誌を一つのレコードに統合し統合ファイルを作成しようとするものである。この後、統合ファイルの利用実験を行い、1994年度は第2期として、参加館、収録データの拡大、システムの拡充を行う予定である。

これは、JAPAN/MARCを基本とする考え方であり、自治省の構想の「図書館情報ネットワークシステム標準方式ガイドライン」とはマークの取り扱い方法が異なっている。

問題点は、総合目録データベースが実用化された場合、当然、相互貸借に利用されると予想されるが、この点について十分な予測や検討が行われていないことである。この点が明らかになれば、このプロジェクトに対する関心や期待はもっと大きくなるはずである。

2.2 都道府県総合目録

(1) 都道府県総合目録の意義

多数の図書館が参加することによってタイトル数が増加するだけでなく、都道府県立図書館と市町村立図書館の収集方針、蔵書構成の相違によってユニーク・タイトルが増加する。設立目的の異なる他の館種の図書館、例えば大学図書館が参加すれば、さらにユニークタイトルは増加する。

(2) 富山県域図書館総合目録

現在、わが国において実用化されている都道府県域レベルでの総合目録として唯一のもので

あるが、よく紹介される割に、本当に詳しい紹介はされていない。この総合目録の特徴は次の4点である。

- ① 公共図書館の参加館が主要図書館に限定されている反面、大学図書館が加わっていること。
- ② 公共図書館の参加館はTRCマークないしはTRCの印刷カードを用いているため、TRCマーク番号によって、マークを同定していること。²⁹⁾
- ③ TRCに対し、市町村立図書館によるTRCマーク検索使用料を含めたマーク代金を支払っていること。³⁰⁾
- ④ 総合目録は県立図書館の目録とは別建て (カード形態は別建て。データベースは別ファイルだが、画面上では統一されている。) になっていること。

唯一の事例として、もっとその教訓を学ぶべきである。残念ながら、日本図書館協会情報管理委員会も自治省も検討に際して富山県の事例を取り上げていない。

(3) 北海道産業調査協会のネットワーク調査

こうした実用化の例とは別に、1984年から1986年にかけて北海道産業調査協会によって北海道図書館ネットワーク計画に関する調査が行われ、3部作の報告書が出版されている。^{31) 32)} これは、JAPAN/MARCを用いて道内総合目録を作成することを提案している。問題は、全道総合目録^{34) 35)} と北海道立図書館による全出版物の収集³⁶⁾ とが別々に論じられており、両者の関係が必ずしも明らかでない点である。どちらが優先されるべきか、関心の持たれるところである。

(4) 都道府県域図書館ネットワーク構想

1980年代に、多くの都道府県では、都道府県域の図書館のネットワーク計画が立てられている。その中で総合目録が計画されている場合が多い。糸賀雅児は、1980年代後半に発表された13府県の構想について、総合目録の必要性、作成資料の範囲、参加館の範囲、作成手段について検討する必要があると指摘している。³⁷⁾

(5) 日本図書館協会の都道府県域総合目録構想

日本図書館協会情報管理委員会が、J-BISCが発売されるのを契機に、J-BISCを生かした

ネットワークの可能性を検討したもので、「公共図書館の情報ネットワーク」³⁸⁾という報告書にまとめられている。この特徴は下記の4点である。

- ①JAPAN/MARC, J-BISCの使用を前提とし、総合目録の作成を目的とする構想である。
- ②公共図書館の現状で可能な書誌情報ネットワークや総合目録よりも、むしろ、より高度なレベルの総合目録の技術と政策の可能性を追求したものといえる。この点は、各種マークのID番号の対照表の入手を前提とした提案などに表われている。
- ③公共図書館では複数の民間マークが使用されているため、複数のマークを一つに統合することを追求し、そのために民間マークのJAPAN/MARCへの置換えを提案している。
- ④総合目録の作成のためのオンライン目録の作成方法やMARCの処理方法に重点が置かれており、総合目録の参加館の範囲や総合目録の収録資料の範囲についてはほとんど論じていない。コンピュータを導入していない図書館にも十分配慮するなど、すべての図書館の参加を前提としている。
本書の意義は次の5点である。
- ①J-BISCを中心とするマークの利用による都道府県域の書誌情報ネットワークのあり方をタイプに分けて初めて明らかにしたこと。
- ②書誌情報ネットワークを都道府県立図書館と市町村立図書館の共同事業として位置付け、書誌情報センターを都道府県立図書館外の組織として位置付けたこと。
- ③都道府県立図書館の目録システムと書誌情報ネットワークのシステムを別個に構築することを提起したこと。
- ④書誌情報ネットワークの構築プロセスを明らかにしたこと。
- ⑤書誌情報ネットワーク・センターの費用負担の指針を示したこと。
全体として書誌情報ネットワークの技術と政策を提起した点に優れているといえよう。しかし、本書には次のような疑問がある。
- ①都道府県内公共図書館の使用するマークは一

が、今後一致する可能性はあるはずである。

- ②全図書館のすべての書誌データを収集することを意図して、総合目録が追求されている。しかし、主要な図書館の所蔵資料が明らかになるだけで、ある程度の目的は達せられるはずである。
- ③既に実用化されており、当面実現しやすい方法であるいわゆる「ぶらさがり型」「相互検索型」は書誌情報ネットワークの前駆的形態として除外され、十分検討されていない。
- ④オリジナルCD-ROMの作成による蔵書目録、総合目録データの配布については言及されているが、十分検討されていない。当時は高価であったためやむを得ないとしても、今後の可能性の検討が必要であった。
- ⑤ネットワークの基本的書誌データとして、JAPAN/MARCが用いられ、民間マークのJAPAN/MARCへの置換えが提案されている。民間マークの長所が十分評価されず、JAPAN/MARCの評価は必ずしも適切ではない。
- ⑥識別番号としてJP番号やISBNを用いているが、その実用性には一定の限界があり、JAPAN/MARCへの置換えを行なっている例は少ない。

この報告書については、調査主体である日本図書館協会も含めて図書館界ではほとんど議論されていないが、日本図書館協会としてどのように考えるのかを明らかにする必要がある。

この考え方は、むしろ、国立国会図書館の総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクトに生かされているようである。

(6)自治省の図書館情報ネットワーク構想

自治省の図書館ネットワーク構想には、最初は都道府県単位での総合目録は含まれておらず、検討過程で公共図書館側の委員から出されたといわれている。都道府県単位での総合目録は都道府県立図書館が中心となって進めることができるため、技術的な問題と小規模図書館の問題はあるものの、広域総合目録と比べると実現の可能性が高いといえる。

2.3 広域総合目録

(1)広域総合目録の意義

広域の総合目録では、参加館の増加によってタイトル数は増えるが、収書方針や蔵書構成は似ているため、参加館の蔵書規模にかなりの差がない限り、都道府県域と比べてユニーク・タイトルは少なくなると考えられる。

広域利用でなく相互貸借が目的の場合は、ある程度まで、都道府県立図書館からの相互貸借に依存できるため、広域における総合目録の必要性は低くなる。

したがって、複数市町村からなる広域の相互協力は従来から行われていたが、総合目録の作成は雑誌を対象とするものに留まり、図書については作成されたことはなかった。

(2)自治省の図書館情報ネットワーク構想

自治省の図書館情報ネットワーク構想は一般図書の総合目録をオンライン形態で実現しようとするものである。1993年までの段階では、中止したケースもあり、必ずしも順調に進んでいないようである。

既に中止した自治体では、中止理由として次の点をあげている。³⁹⁾

- ①既存のコンピュータシステムとは別システムのシステムを構築するため、既にコンピュータ化した図書館では二重投資になる。
- ②蔵書構成が類似していて相当数の複本が存在しており、相互貸借が飛躍的に増加するとは考えにくい。
- ③東京都図書館情報ネットワークが既に構築されており、それとの連動を考慮しなければならない。
- ④標準モデルのシステムでは、貸出状況の把握と予約の機能がない。

ただし、まだコンピュータ化していない自治体の集団が最初からこの方法を取り入れる場合、一部事務組合等によって図書館組織が一体化している場合、大規模な中心自治体がある場合は、成功する可能性があるといわれている。⁴⁰⁾

2.4 総合目録データベースの構築方法

全国、都道府県、広域の3つのレベルの書誌情報ネットワークのうち、広域、都道府県の2

つは自治省の構想で推進されている。その基本的な考え方は、1992年の『図書館情報ネットワークシステム標準方式ガイドライン』によれば、次の通りである。⁴¹⁾

(1)基本的な考え方

都道府県または広域行政圏単位にセンター館を設置し、相互貸借を促進するために、総合目録データベースを構築する。そのために、共通する情報ネットワークシステムを標準化し、書誌データについても最小限必要な項目、公共図書館用最小標準を決定する。ここでは、関心の持たれている書誌データの取り扱い方法のみ紹介しておきたい。

(2)4つの方法の比較

公共図書館では3種類の民間マーク（TRC、日販、大阪屋）が用いられており、統一されていない。この点を解決するための4つの方法について検討している。

①並置方式

異なるマーク間の書誌同定は行わない。同じマークのマーク番号によって同定する。マークの種類の数だけ書誌レコードが保存される。各社マークの書誌情報に所蔵情報を付加する。

長所は書誌同定作業がほとんど必要ないこと、短所はセンター館のデータ容量が数倍必要であること、複数の種類の書誌レコードがあるため表示情報量が増加することである。

②ISBN同定方式

ISBN等によって異なるマーク間の同定を行う。あらかじめ取り決められた特定マークの書誌レコードに所蔵情報を付加する。

長所はセンター館のデータ容量が削減できること、短所はISBN等による同定処理は自動化できず確認作業が必要であること、特定マークに統一する結果として一部の書誌情報が欠落することである。

③変換テーブル同定方式

各取次店から民間マークとJAPAN/MARCのID番号の変換対応テーブルの提供を受ける。あらかじめ取り決められた特定マークの書誌レコードに所蔵情報を付加する。

長所はセンター館のデータ容量が削減できること、短所はJAPAN/MARCの作成後でないとい

書誌同定ができないこと、変換対応テーブルの供給費用が高いこと、特定マークに統一する結果として一部の書誌情報が欠落することである。

④標準マーク方式

取次店が標準マークに基づく書誌レコード情報を作成供給する。標準マーク番号にもとづく同定処理が可能になる。

長所はセンター館のデータ容量が削減できること、短所は現段階では標準マークが実現されていないことである。

(3)結論

②ISBN同定方式、③変換テーブル同定方式は、書誌同定のためのセンター館の運営負担が大きいこと、検索のための書誌情報の一部が欠落することの2点で実現困難である。

④標準マーク方式が最も好ましいが、現在業界内で検討中のため、当面、①並置方式を採用し、書誌同定は行わない。この場合、書誌情報の最小標準は、標準マーク、JAPAN/MARCと3種類の民間マークの5種類のマークのID番号を含む。

この案は複数の種類のマークを併用する方法としては妥当である。しかし、全国的な標準システムを意図したため、かえって、複雑な方法を採用しているのではないかという疑問が残る。

2.5 総合目録の問題点

以上の考察から、次のような問題点を提起しておきたい。

①日本では、総合目録は目録データの作成（購入）とは別に新たに編成するものであり、米国に比べてコストが高くなる。日本で米国の書誌ユーティリティに近い効果を上げるにはマーク作成会社との協力が必要である。「図書館情報ネットワークシステム標準方式ガイドライン」では、マーク作成会社からセンター館へ直接マーク情報を提供する方法が提案されている。⁴²⁾なお、同じマークを使っている図書館が、行政区画に関係なく、マーク作成会社を通じて協力することもできると思われる。

②総合目録の収録対象館、収録対象資料は費用効果比の観点から決定すべきである。全公共

図書館の全蔵書を収録する必要はない。主要な大規模図書館の蔵書、各図書館の古い蔵書を収録するだけでも効果的である。小図書館が参加した場合、ユニーク・タイトルは少なく、複本の相互貸借（予約）申し込みの順位も低くなる。相互貸借の申し込み先は県立図書館や大規模図書館が先になると考えられるからである。ただし、この点に関しては、先に述べたように全体のバランスを考慮することが必要である。

③複数のマークを利用する全国共通の標準的な方法を定めることは有意義であるが、県内の主要図書館が同一マークを使用する可能性もかなりある。その場合、富山県の方式で総合目録の作成は可能である。ただし、全国総合目録が同じ方法で作成されるならば、統一する意義はある。

④広域の総合目録の場合、特に小規模な図書館の場合には資料の重複が多く、効率が低い。広域でも相互貸借は必要であるが、貸借する資料はポピュラーなものが多いため、本格的な総合目録は、効果に比べて費用が高くなりすぎる。参加館数が少ない場合は、山梨県の石和町立図書館ほかの4自治体間で行われている費用の安い相互検索型ネットワーク⁴³⁾が十分役に立つと思われる。

⑤目録データベースの書誌データのフォーマットや記載項目、ネットワークのシステムは十分な検討の上で決定すべきである。現在、実行されている方法、考えられる方法を明らかにし、広く情報を公開した上で検討すべきである。

⑥総合目録に関する十分な計画が必要である。自治省の構想を検討するために設けられた委員会は私的諮問委員会であり、公共図書館界の意見を十分に反映することは困難である。また、それをバックアップすべき日本図書館協会は十分論議を組織していない。

3. 郷土資料総合目録

3.1 総合目録の意義

県立図書館は県下の郷土資料を相当幅広く収

集するが、各地域に関する資料は収集し切れな
ない。市町村立図書館はそれぞれの地域に関する
資料を収集するため、参加する市町村立図書館
が増えれば、ユニーク・タイトルが増加する。
したがって、都道府県立図書館の郷土資料目録
だけでなく、市町村立図書館の所蔵する郷土資
料を含む郷土資料総合目録を刊行することに大
きな意義がある。

3.2 全国総合目録

郷土資料の性格上、一定地域ごとにまとめて
収録の方が便利であり、全国総合目録は考え
にくい。しかし、国立国会図書館が実験してい
る公共図書館の全国総合目録では、参加図書館
が郷土資料を含む蔵書ファイルを提供すれば、
参加館の所蔵資料に限定され、一般蔵書と混配
されてはいるが、郷土資料の全国総合目録が完
成することになる。

3.3 都道府県域総合目録

(1)現状

現状では、都道府県が最も最適な単位である
が、東京都の多摩地区のように、都道府県内の
ブロック単位で総合目録を編集する意義がある
場合もある。⁴⁴⁾ 都道府県単位の郷土資料総合目
録の刊行状況を見ると、一回だけの刊行に終
わっている場合と補遺、増加目録を継続して刊
行している場合がある。郷土資料の提供に積極
的な図書館と消極的な図書館の格差が増大し
ている。⁴⁵⁾

(2)目録データの作成

各図書館の代表からなる委員会による編集作
業はかなり困難である。マニュアル方式による
編集の場合に、県協会の事業ではあるが、編集
のための人件費等を県立図書館が負担している
例⁴⁶⁾がある。富山県では、各図書館の目録カード
のコピーを県立図書館の職員が行なっている。⁴⁷⁾

コンピュータ化された場合、小図書館も含め
て分担入力が可能になる。新潟県のように、既
に県立図書館が貸与した端末から分担入力して
いる例⁴⁸⁾もあり、今後はその方向へ進むと思わ
れる。しかし、作成すべきデータの質が上がっ
ているため、小図書館には困難な場合もある。

日本図書館協会情報管理委員会の「公共図書館
の情報ネットワーク」でも、郷土資料について
「オリジナル入力は負担が大きいので、館の性
格や資料の分野などを考慮して、必ずしも全資
料を入力することにはこだわらない方が良い」
⁴⁹⁾と述べている。

総合目録の補遺は郷土資料速報などの形で定
期的に発行することが望ましい。そのためには
編集委員会を常設することが必要である。しか
し、多くの図書館の参加のもとで、このような
編集態勢を維持することは実際には困難である。
総合目録を継続刊行するには都道府県立図書館
の業務とする必要があることが指摘されている。
⁵⁰⁾

(3)書誌ユーティリティ的機能

都道府県立図書館が自館の収集リスト、ある
いは総合目録リストを配布し、市町村立図書館
はその書誌データを利用し、それになかった資料の
書誌データを補足する方法である。

富山県立図書館は、県内公共図書館あてに一
括寄贈された地域出版物、地方行政資料などの
寄贈資料（いわゆる交換資料）を市町村立図書館
に頒布しているが、その際、目録カードを添
付し市町村立図書館の分類・目録業務の労力を
省いている。⁵¹⁾ 愛知県立図書館発行の「愛知県
郷土資料月報」はデータベース化されており、
それを出力して刊行されている。郷土資料総合
目録の補遺と新刊速報を兼ねたものであり、月
刊でタイム・ラグが短い。各図書館は、これ
を参照して、既載資料の場合は、所蔵データだけ
を送る。⁵²⁾

マークの例には「群馬マーク」がある。これ
は群馬県関係資料の総合目録データベースで、
各図書館は目録の入力に際して利用するととも
に、その他の資料のデータを追加する。⁵³⁾ ⁵⁴⁾ 他
県でもマーク化はされているが、一般図書と区
別され、別の名称を持つものは少ないようであ
る。

(4)民間財団による総合目録・データベース

地元銀行出資の財団が郷土資料総合目録を編
纂したり、データベースを作成している例があ
る。茨城県の常陽藝文センターはデータベース
と冊子体の総合目録を作成し、端末を銀行のロ

ビーと公共図書館に設置している。^{55) 56)} 長野県の八十二文化財団はデータベースと冊子体の総合目録を作成し、財団の図書館で検索サービスを行なっている。なお、長野県立図書館はその後、郷土資料総合目録に取り組むことを決め、近年の資料について入力作業を進めている。⁵⁷⁾

こうした財団による事業を評価する考え方もあるが、データベースの検索利用は銀行ロビーよりも公共図書館の方が多しこと（水戸市立図書館では1日最大約30名）⁵⁸⁾、利用者に提供すべき資料やデータベースに収録する資料が図書館に所蔵されていること、民間の財団は運営に景気の変動を受ける恐れがあることを考えると、公共図書館が編集するのが適切である。このような理由から、郷土資料総合目録の作成は都道府県立図書館の業務と考えるべきである。当然ではあるが、公共図書館では、図書館の業務であるという意見が強い。^{59) 60)}

4. 雑誌総合目録

4.1 全国総合目録

(1) 意義

全国総合目録の意義は、タイトル数の増加のほか、国立国会図書館には収集されていない郷土雑誌、地域雑誌や団体誌を収録していること、地方と地域の総合目録を兼ねるため、地方や県内の所蔵が明らかになり、近くの図書館で資料を利用できることである。

(2) 「全国公共図書館逐次刊行物総合目録」⁶¹⁾

1963年から68年にかけて刊行されたもので、わが国公共図書館で唯一の全国的な総合目録である。「全国」という書名ではあるが、全国を7ブロックに分けて、ブロックごとに編集している。出版に際して、公共図書館による経費の負担が困難であったため、文部省と国立国会図書館に費用負担を依頼したが、最終的には国立国会図書館が費用を負担した。⁶²⁾ これは国立国会図書館法の趣旨が生かされた例の一つである。⁶³⁾

大規模な総合目録は完成したが、その後の維持計画がなく、年とともに古くなり利用されなくなった。事前に総合目録の維持について合意はなかったようである。資料の保存に関して

合意が不足しており、他館が所蔵する資料を廃棄した図書館もあったといわれている。⁶⁴⁾

「全国公共図書館逐次刊行物総合目録」の刊行後、改訂の必要性が何度か指摘されたが、公共図書館界では、同目録の評価について意見が分かれ、各県で雑誌総合目録を作成することが先決であるという結論に到達した。⁶⁵⁾

(3) 「学術雑誌総合目録 和文編」

「学術雑誌総合目録 和文編」には1985年版以来道府県立図書館が参加している。1985年版は13県立図書館、1991年版は24道府県立図書館が参加している。ただし、収録雑誌を郷土関係雑誌に限定している図書館もある。収録範囲が広がれば、都道府県立図書館の所蔵雑誌の総合目録の役目を兼ねることができる。また、技術的には、都道府県立図書館所蔵雑誌のデータを抽出して総合目録を編集することも可能である。

これは、文部省や学術情報センターと公共図書館の協力の一例である。

4.2 都道府県域総合目録

(1) 総合目録の意義

この20年間、かなりの県で県内の雑誌総合目録が刊行された。これは、国立国会図書館に頼る前に、県内図書館にある資料を利用しようとするものである。⁶⁶⁾

これらの目録は次の3種類の異質な雑誌目録の集大成である。

- ① 都道府県立図書館、大規模市立図書館の保存雑誌目録（所蔵巻号まで記述されている）
- ② 各図書館の郷土関係保存雑誌目録（所蔵巻号まで記述されている）
- ③ 市町村立図書館の受入雑誌目録（所蔵年数程度の記述である）

ほかに次のものが含まれている場合もある。

- ④ 企業、研究機関、都道府県立の関係機関の所蔵雑誌目録

館数が増えることによって、タイトル数が増えるだけでなく、収録館の範囲によっては、郷土関係雑誌のほか、ポピュラーな雑誌、研究誌・専門誌が収録され、ユニーク・タイトルが増加する。

上記の①②は比較的専門的なものが多く所蔵タイトルの変化も少ない。④は、富山県では研究機関や企業を収録しており、神奈川県では県立の関係機関を収録している。

(2)市町村立図書館雑誌総合目録

③の市町村立図書館の収集雑誌は都道府県内公共図書館で最も利用が多い雑誌であり、都道府県立図書館で所蔵していないポピュラーな雑誌が含まれている。⁶⁷⁾これらのタイトルは毎年のように変わる。したがって、頻繁に補遺の刊行が必要である。市町村立図書館の活動をバックアップするには、市町村立図書館の新規受入雑誌や受入中止雑誌を中心とする簡単な総合目録で、年刊版のように刊行頻度の高いものが必要である。この種の総合目録は比較的簡単に作成できる。データベース化する場合は、毎年調査を行い、迅速にデータを更新する必要がある。

その例に「三多摩市町立図書館雑誌新聞目録」がある。⁶⁸⁾隔年発行であるが、毎年補遺を刊行し、刊行までのつなぎとしてニュータイトル速報⁶⁹⁾を発行している。目録は現在はワープロ入力しているが、初期には予算がないため手書き原稿を版下として発行し、ニーズに応える柔軟な仕事の方法として注目された。⁷⁰⁾

こうした市町村立図書館の雑誌総合目録の編集業務は都道府県立図書館の業務である場合と都道府県の図書館協会等の協力作業である場合がある。東京都では、多摩地区の目録は都立多摩図書館の業務であり、23区の目録は東京都公立図書館長協議会の業務である。実際の刊行状況からは、刊行頻度を高め、補遺を刊行して事業を発展させるには、都道府県立図書館の業務でなければならないことがわかる。⁷¹⁾

5. 総合目録論の課題

5.1 総合目録に関する検討課題

総合目録に関する検討課題として、次の点をあげることができる。

- ①総合目録に関する理論的枠組を明らかにすることが必要である。これが不十分であるため、十分な議論が行われていない。総合目録の検討は様々な場所で行われ、指針も示されてい

るが、それぞれの考え方の比較検討や総合的な考察が行われていない。

- ②総合目録作成の効果とコストの比較評価が必要である。公共図書館界では、しばしば、総合目録の作成を前提として議論を行なっているが、必要なコストと効果を比較しなければならない。コンピュータ・システムの技術のレベル、参加図書館や収録資料の範囲も同様である。
- ③総合目録の作成コストや他の検索手段との比較評価は技術革新によって変化する。特に、今後、インターネットのような技術革新によって大きな変化が生ずることが予想される。これに対応するには技術面の情報の提供が必要である。
- ④資料費増加による蔵書収集の強化と総合目録の比較評価が必要である。資料費の増加と大規模なコレクションの収集は総合目録作成の前提としても必要である。
- ⑤総合目録の作成には書誌・所蔵データ作成が必要であるが、データ作成に際しては中小図書館の負担を考慮する必要がある。わが国で、ネットワーク化に際してこうした問題が起きるのは、わが国の図書館ネットワークが書誌情報ネットワーク中心で、本来の広域図書館システムが整備されていないためである。広域図書館システムが整備されれば、目録業務そのものが集中処理されるため、こうした問題は起きないはずである。
- ⑥総合目録の効果を明確にするには、総合目録の利用データの収集と作成、効果の測定・調査が必要である。公共図書館では、この点はきわめて不十分である。これとはやや異なるが、愛知県では、「愛知県郷土資料総合目録第2集」の出版に際して、図書館員、学校教員、大学教授、郷土史研究家の意見をまとめて発表している。⁷²⁾このような地道な努力も有意義である。

5.2 総合目録政策の課題

総合目録政策の課題として次の点を検討する必要がある。

- ①総合目録によって集積された蔵書は一つの図

書館の蔵書と見なすことができる。このように考える場合、公共図書館の蔵書として大規模なものとして、公共図書館の全国総合目録、次いで、大規模都府県立図書館と政令指定都市立中央図書館の蔵書がある。その次のグループとして、中規模の県の県域総合目録、大規模市立図書館の蔵書、中規模の県立図書館の蔵書などが考えられる。これらの5種類のコレクションが、どの範囲(地域)まで相互貸借を行い、相互貸借においてどのような役割を分担するのかの検討が必要である。問題は、都道府県立図書館間、市町村立図書館間で相互貸借がどの程度可能か、国立国会図書館と他県の公共図書館のどちらに依存するのかわかる。

- ②現在、公共図書館の総合目録に関しては、文部省と学術情報センター、国立国会図書館、自治省が関係している。このうち自治省の政策は広域圏政策に基づくものであり、広域圏に関しては総合目録は必ずしも適切な政策とはいえない。これらの政策は、公共図書館の側から実情に合うように再構成する必要がある。そのためには総合目録に関する十分な情報提供と議論の組織化が必要である。

おわりに

本稿は、1993年度全国公共図書館整理部門研究集会における発表の一部を加筆したものである。

資料入手に際して、図書館情報大学附属図書館、国立国会図書館、東京都立中央図書館のお世話になりました。ここに記して謝意を表します。

注

- 1) 長澤雅男「総合目録」『図書館情報学ハンドブック』図書館情報学ハンドブック編集委員会、丸善、1988、p.367.
- 2) 西沢秀正「全国総合目録の編さんについて」『図書館雑誌』51(6)、1957.6、p.228-233.
- 3) 西沢秀正「全国総合目録と他の全国的書誌活動との関係について」『図書館研究シリーズ』3、1960.12、p.70-72.
- 4) 小田泰正「総合目録の問題をめぐって」『図書館雑誌』51(8)、1957.8、p.386-387.
- 5) 中村初雄「総合目録評価試論—総合目録の問題点(II)」Library and information science, 2, 1964.7, p.28, 30.
- 6) 中村初雄「総合目録の問題点(I)」Library and information science, 1, 1963.7, p.96.
- 7) 河井弘志「総合目録の構造」『中部図書館学会誌』19(1)、1977.8、p.23.
- 8) 長澤雅男「過度期における図書総合目録」Library and information science, 15, 1978.3, p.7.
- 9) 中村初雄「総合目録評価試論—総合目録の問題点(II)」p.39.
- 10) 中村初雄「総合目録の問題点(I)」p.99.
- 11) 西沢秀正「全国総合目録の編さんについて」p.230-232.
- 12) 河井、前掲論文、p.33-34.
- 13) 西沢秀正「全国総合目録と他の全国的書誌活動との関係について」p.58-59.
- 14) 前掲論文、p.60-61.
- 15) 丸山泰通「日本における「全国総合目録」沿革ノート」『図書館研究シリーズ』19、1978.3、p.29-30.
- 16) 「学術情報センター、NACSIS-CAT/ILL等の利用者(機関)の範囲を大幅に拡大」『大学図書館協力ニュース』14(2)、1993.7、p.3.
- 17) 「学術情報センターシステムの利用資格の拡大」『学術情報センターニュース』25、1993.9、p.3-4.
- 18) 地方自治情報センター「地方公共団体が実施する地域情報化推進方策に関する調査研究—地域情報サービスシステムと図書館情報ネットワークシステムについて」1991、181p.「第II編 図書館情報ネットワークシステム」p.101-181.
- 19) 上田修一「書誌ユーティリティ」日本図書館協会、1991、(図書館員選書 18)、p.175-176.
- 20) 「パネルディスカッション「公共図書館における情報ネットワークのイメージ」」『第9回TRCマーク出版流通研究会』図書館流通センター、1992、p.31、42-43.
- 21) 上田修一、前掲書、p.176.
- 22) 桑袋秀樹「公共図書館ネットワーク論の現状と課題」『図書館ネットワークの現状と課題』日本図書館学会研究委員会編 日外アソシエーツ、1991、(論集・図書館学研究の歩み 第11集) p.145.
※賀雅児「公共図書館サービスとネットワーク」『West Library—千葉県立西部図書館だより』3、1993.3、p.3.
- 23) 「パネルディスカッション「公共図書館における情報ネットワークのイメージ」」p.31.

- 24) 葉袋秀樹「協力レファレンス・サービスの現状と問題点—都道府県立図書館の場合」『レファレンス・サービスの創造と展開』日本図書館学会研究委員会編 日外アソシエーツ, 1990, p.83-84.
- 25) このほか、1982年から『点字図書・録音図書全国総合目録』(半年刊) が刊行されている。
- 26) 「『新収洋書総合目録』の今後について」『図書館協力通信』5, 1988.1, p.4-5.
- 27) 図書館情報ネットワーク研究会「知の共有化/図書館の世紀へ—図書館ネットワーク研究会報告書」1990, p.25-26, 30-31.
- 28) 国立国会図書館業務機械化室「図書館協力の新たな基礎づくりをめざして—総合目録ネットワーク・パイロット・プロジェクトの概要」『国立国会図書館月報』390, 1993.9, p.19-23.
- 29) 林俊一「富山県生涯学習情報提供ネットワークシステムと県内図書館の総合目録」『みんなの図書館』181, 1992.6, p.31.
- 30) 「平成3年度東海北陸地方公共図書館研究集会—図書館ネットワークについて」『年魚市』2, 1991.3, p.22.
- 31) 北海道産業調査協会「地域図書館と情報ネットワークに関する研究—北海道を例として」1982, 277p.
- 32) 北海道産業調査協会「地域図書館ネットワークに関するモデル構築—北海道を対象として」1984, 323p.
- 33) 北海道産業調査協会「北海道図書館情報ネットワーク構築の研究—全国ネットワークのモデルとして」1986, 394p.
- 34) 北海道産業調査協会「地域図書館と情報ネットワークに関する研究—北海道を例として」p.183-224.
- 35) 北海道産業調査協会「北海道図書館情報ネットワーク構築の研究—全国ネットワークのモデルとして」p.123-149.
- 36) 前掲書, p.81-121.
- 37) 糸賀雅児ほか「わが国における図書館ネットワークの構想—県域ネットワークの分析を通して」『図書館界』43(3), 1989.9, p.116-117.
- 38) 日本図書館協会情報管理委員会ネットワーク調査小委員会「公共図書館の情報ネットワーク」日本図書館協会, 1988, 132p.
- 39) 高瀬清仲「多摩北部図書館情報ネットワーク計画—指定から辞退まで」『とりつたま』9, 1993.3, p.71.
- 40) 関係市町村立図書館職員の見意によった。
- 41) 地方自治情報センター「図書館情報ネットワークシステム標準方式ガイドライン 平成3年度」1992, p.3-23.
- 42) 前掲書, p.21, 24.
- 43) 浅川玲子「『山梨広域圏図書館ネットワークシステム』について」『関東地区公共図書館協議会研究集会報告書』平成4年度, 1993, p.49-52.
- 44) 蛭田慶一ほか「地域資料総合目録の必要性について—郷土資料組織法序論」『とりつたま』8, 1992, p.50.
- 45) 前掲論文, p.55.
- 46) 神作文雄「県内公共図書館所蔵郷土資料総合目録を編纂して」『関東地区公共図書館協議会研究発表大会研究集会運営研究会報告書』昭和59年度, 1985, p.40.
- 47) 太田久夫, 扇原世津子「富山県郷土資料総合目録第2集編集回顧記」『富山県図書館研究集録』16, 1985, p.31-32.
- 48) 天谷美和子「新潟県郷土資料総合目録について」『関東地区公共図書館協議会研究集会報告書』平成4年度, 1993, p.60-62.
- 49) 日本図書館協会情報管理委員会ネットワーク調査小委員会, 前掲書, p.114.
- 50) 朝比奈豪「『静岡県郷土資料総合目録』(新版)を刊行して」『書誌索引展望』15(3), 1991.8, p.19.
- 51) 田中史子「富山県内の交換資料について」『富山県図書館研究集録』16, 1985, p.35.なお、現在、群馬県立図書館でも同じサービスを行なっている。(注53 p.26 参照)
- 52) 愛知図書館協会郷土資料研究委員会「郷土資料総合目録と相互協力」『愛知県郷土資料分類表』改訂3版, 愛知芸術文化センター愛知県図書館, 1991, p.10-14.
- 53) 小林千英「『群馬マーク(群馬県郷土資料データベース)』のめざすもの」『みんなの図書館』154, 1990.3, p.23-28.
- 54) 関恒雄「群馬マーク(群馬県関係資料データベース)作成をめざして」『関東地区公共図書館協議会研究集会報告書』平成2年度, 1991, p.14-16.
- 55) 伊藤勝彦「『茨城県郷土資料総合目録』を編集して」『書誌索引展望』10(2), 1986.5, p.25-27.
- 56) 浅沼勝「常陽藝文センター「郷土資料レファレンスサービス」—構築と情報ネットワーク化について」『現代の図書館』26(3), 1988.9, p.156-158.
- 57) 今村兼義「県立長野図書館と八二財団」『みんなの図書館』141, 1989.2, p.22-26.その後の経過は八十二文化財団と長野県立図書館への問い合わせによる。
- 58) 浅沼勝, 前掲論文, p.158.
- 59) 蛭田慶一ほか, 前掲論文, p.57, 59-60.
- 60) 今村兼義, 前掲論文, p.23.
- 61) 「全国公共図書館逐次刊行物総合目録」国立国会図書館, 1963-68, 6冊.
- 62) 「全国逐次刊行物総合目録編集地区委員会記録」『公共図書館部会報告書』昭和36年度, 1962, p.140.
- 63) 国立国会図書館「国立国会図書館30年史」1979,

- p.453-454.
- 64) 伊藤松彦「書誌サービスにおける協力」『全国公共図書館研究集会報告書』昭和52年度, 日本図書館協会, 1978, p.25.
- 65) 栃木県立図書館「図書館における雑誌の役割と活用・保存—昭和47年度関東地区公共図書館奉仕部門研究集会参考資料」1973, p.48.
- 66) 橋本宗二「県立図書館における雑誌文献の利用—リクエスト・サービスを中心に」『参考書誌研究』12, 1976.3, p.12.
- 67) 田中ヒロ「どんな雑誌が提供できなかったか」『とりつたま』5, 1990, p.46-47.
- 68) 林ゆかり「『三多摩市町立図書館雑誌目録 1989年版』の編集に携わって」『とりつたま』5, 1990, p.42-44.
- 69) 東京都立多摩図書館参考奉仕課逐次刊行物係「三多摩市町村図書館雑誌目録—ニュータイトル速報」1992, [4] p.
- 70) 逐刊センターの記録編集委員会編「道—雑誌の協力貸出に取り組んだ都立立川図書館の記録」都職労教育庁支部三多摩分会, 1989, p.61, 196.
- 71) 服部徹「『東京都立図書館雑誌総合目録 1987年版』を作成して」『書誌索引展望』13(4), 1989.11, p.31-36.この目録は15年ぶりに刊行されたものである。
- 72) 「特集 愛知県郷土資料総合目録 第2集」『愛知図書館協会会報』79, 1972.3, p.2-10

(図書館情報大学)